

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

岡山厚生年金 事案 542

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和50年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年2月1日から同年3月1日まで

昭和40年4月1日にA事業所に採用され、現在、在職中である。この間、50年2月1日付けでC本部からB支店へ転勤したが、B支店での厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年3月1日と記録されており、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白期間がある。

この1か月の厚生年金保険料は給与から控除されており、空白期間が生じているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録、A事業所が保管する申立人に係る人事個人票及び社会保険被保険者台帳の記録から、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務し（昭和50年2月1日にA事業所C本部から同事業所B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和50年3月の社会保険事務所の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、A事業所B支店において誤って健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日を届け出たと認めていることから、事業主が昭和

50年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和45年5月1日から47年5月1日まで
③ 昭和47年5月1日から48年12月14日まで
④ 昭和48年12月14日から50年4月1日まで

昭和45年4月1日から47年5月1日までA事業所に勤務していたが、厚生年金保険には45年5月1日に加入したことになる。昭和45年4月の厚生年金保険料は給与から控除されているので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②、③及び④については、昭和45年5月から50年3月までの給与明細書に記載されている総支給額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が大きく違っているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する給与明細書から、申立人がA事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和45年5月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、A事業所は既に全喪し、当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、履行したとは認められない。

- 2 一方、申立期間②、③及び④については、申立人は、標準報酬月額の変動について申立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する昭和45年5月及び同年6月、同年8月から47年7月までの期間、47年9月から48年6月までの期間、同年9月から50年3月までの期間の給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額は、社会保険庁が記録する申立人の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料月額と一致している。

また、申立人は、昭和45年7月及び47年8月の給与明細書を所持していないが、それぞれの期間の前後の期間の給与明細書から判断すると、当該期間においても、その前後の期間の厚生年金保険料額と同額の厚生年金保険料が控除されていたと推認でき、当該保険料は社会保険庁が記録する申立人の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料月額と一致する。

さらに、昭和48年7月及び同年8月については、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が、給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②、③及び④については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和52年6月から53年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、52年6月から53年1月までを11万8,000円、同年2月から同年9月までを11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月1日から54年6月1日まで

昭和50年10月1日から54年5月31日までA事業所に勤務したが、勤務した全期間に係る給与明細書に記載されている総支給額と、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が異なっているため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和52年6月から53年9月までの給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、52年6月から53年1月までの標準報酬月額については11万8,000円、同年2月から同年9月までの標準報酬月額については11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が、昭和 52 年 6 月から 53 年 9 月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から 51 年 7 月までの期間及び 53 年 11 月から 54 年 5 月までの期間の標準報酬月額については、社会保険庁が記録する標準報酬月額と給与明細書上の保険料控除額に見合う標準報酬月額が一致しており、また、51 年 8 月から 52 年 5 月までの期間及び 53 年 10 月の標準報酬月額については、社会保険庁が記録する標準報酬月額が給与明細書上の保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていることから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。